

## 関西大学（大学院法務研究科）及び関西大学（法学部）の法曹養成連携協定の変更協定

関西大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と関西大学法学部（以下「乙」という。）は、令和2年1月30日付元文科高第1001号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

## （変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和8年4月1日より、連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）に在籍する学生を対象とした入学者選抜のうち、開放型選抜方式の合否判定における書類審査方法（査定の対象）について、「出願年度の前年度までの学業（学部）成績（GPA）」から「出願時点の最新の学業（学部）成績（GPA）」に変更する。

## （効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和8年1月14日

甲

関西大学大学院法務研究科長

学長（代理人） 多 治 川 卓 朗

乙

関西大学法学部長

学長（代理人） 石 橋 章 市 朗

関西大学（大学院法務研究科）及び関西大学（法学部）の法曹養成連携協定

関西大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と関西大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携し、乙における法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して行う教育と甲の既修者コースの教育課程における教育との円滑な接続を図ることを旨とした、一貫的に接続する体系的な教育課程を編成することを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に定める連携法科大学院及び法曹コースは、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 関西大学大学院法務研究科学則第2条第2項に定める法務研究科法曹養成専攻
- 二 連携法曹基礎課程 関西大学法曹コース運用内規（乙における学部内規）に基づき、関西大学学則第2条に規定する法学部法学政治学科に設置する関西大学法曹コース（以下「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

- 2 乙は、甲が合理的な理由に基づき、本法曹コースに在籍する学生の成績評価結果及び乙に属する学生の成績に関する情報の提供を求めた場合には、甲に対し当該情報を提供するものとする。

（早期卒業の基準等）

第5条 乙は、早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従い卒業認定を行うものとする。

（本法曹コースに在籍する学生に対する学修支援等）

第6条 乙は、本法曹コースに在籍する学生が、入学後早期の段階から、計画的に甲の教育課程と一貫した学修を受けることができるよう、また、前条に定める卒業認定を受けることができるよう適切な学修支援を行うことを目的として、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 別紙1に定める少人数科目の担任者を学習指導教員とすること
- 二 前号の学修指導教員を補佐し、学修その他の就学に関する助言を行う教員として実務経験のある

教員を必要に応じて配置すること

三 適切な時期に、制度に関する説明会の実施をはじめとする情報提供の機会を設けること

四 前三号に関して、第一号に定める学習指導教員以外の教員との面談等の機会を設けるとともに、その結果を第8条に定める連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

(甲の乙に対する協力等)

第7条 甲は、本法曹コースにおいて、甲における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるように、以下の協力を行うものとする。

一 甲に在籍する学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースに在籍する学生に対し、甲において開設する授業科目を履修する機会を提供すること

二 乙の求めに応じ、本法曹コースにおいて開設される授業科目の一部の実施及び第6条に定める学修支援体制の構築のほか、本法曹コースに在籍する学生の学修支援に関する取組の実施に当り、教員を派遣すること

三 乙における教育の改善・充実のために、共同して改善・充実に向けた活動を行うこと

(連携協議会)

第8条 甲及び乙は、甲における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うために、必要に応じて会議を開催するものとする。

(入学者選抜の方法)

第9条 甲は、本法曹コースを修了して入学を希望する者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は、別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、2020年4月1日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第11条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合には、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、

本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りでない。

(協定が終了する場合の特則)

第12条 第10条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあつては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が本法曹コースを修了するときに終了するものとする。

(協定に定めのない事項等)

第13条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であつて協定の目的の実施に当たり調整が必要なものと及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第8条に規定する連携協議会において協議する。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有するものとする。

令和8年1月14日

関西大学大学院法務研究科長

関西大学法学部長

多治川 卓朗

石橋 章市朗

関西大学法曹コース 構成科目一覧・修了要件

【少人数科目】

発展演習憲法（法曹クラス）	選択必修 1科目 2単位
発展演習民法（法曹クラス）	
発展演習刑法（法曹クラス）	
事例講義憲法（法曹）	3科目 6単位を必修
事例講義民事法（法曹）	
事例講義刑事法（法曹）	
展開講義（リーガルリテラシー1）	選択
展開講義（リーガルリテラシー2）	

計8単位  
以上

【法学に係る講義科目・演習科目】

○講義科目

憲法3	憲法4	比較憲法	行政法2	行政救済法1	行政救済法2	地方自治法	租税法1
租税法2	民法詳論1	民法詳論2	知的財産法1	知的財産法2	刑事訴訟法1	刑事訴訟法2	刑事学総論
刑事学各論	会社法3	有価証券法	保険法	海商法	経済法1	経済法2	民事訴訟法1
民事訴訟法2	民事訴訟法3	民事執行・保全法1	倒産法1	倒産法2	国際法1	国際法2	国際私法1
国際法3	国際法4	国際法5	国際私法1	国際私法2	国際取引法1	国際取引法2	国際法2
労働法1	労働法2	労働法3	労働法4	社会保険法1	社会保険法2	法学入門	

○事例講義

事例講義憲法（人権）	事例講義民事法（民法）	事例講義刑事法（刑法）
------------	-------------	-------------

【法律基本科目】

○憲法

憲法1	必修
憲法2	

4単位

○民法

民法1	必修
民法2	
民法3	
民法4	
民法5	
民法6	
民法7	
民法8	

16単位

○刑法

刑法各論	必修
刑法総論	

4単位

○商法・会社法

商法総則・商行為法	必修
会社法1	
会社法2	

6単位

○行政法

行政法1	必修
------	----

2単位

計32単位

計18単位  
以上

★法曹コース修了要件

少人数科目	8単位以上
法律基本科目	32単位
法学に係る講義科目・演習科目	18単位以上
合計	58単位以上

※「少人数科目」において、修了要件に定める科目を全て修得したうえで8単位を超えて修得した単位については、「法学に係る講義科目・演習科目」の修了所要単位に算入することができる。

★法曹プログラム修了要件

発展演習（高・民・刑）※法曹クラスに限る	いずれか1科目 2単位を必修
事例講義憲法（法曹）	3科目 6単位を必修
事例講義民事法（法曹）	
事例講義刑事法（法曹）	
法律基本科目	いずれか7科目 14単位を必修
合計	22単位

## <別紙2>乙の法曹コースにおける成績評価の基準

乙において成績は、各科目の成績(素点)に基づき、次の評語によって学生に発表することとし、「可」以上を合格とする。

素点	成績評価結果の評語	評価の割合
100～90	秀	10%以内
89～80	優	20%程度
79～70	良	40%程度
69～60	可	30%程度
59～0	不可	
不受験	★	

- 1 別紙1に定める少人数科目において「秀」評価を付する際の基準については、「当該科目における到達目標として定める修得すべき学識及びその能力がその基準を大きく上回り、法科大学院既修者コースの教育課程における学修内容を十分に理解しうるレベルにまで達している場合」とする。
- 2 また、前項の評価並びに「不受験」及び単位修得に必要な到達目標に達していないとされる「不可」の評価に限り、上記割合を超えて付することができるものとする。

### 【GPA 算出方法】

各評価に対し、秀(S)=4.0、優(A)=3.0、良(B)=2.0、可(C)=1.0、不可(F)・不受験(I)=0のGP(Grade Point)を付与し、次のとおり平均点(GPA)を算出する。

$$(秀(S)修得単位数 \times 4.0 + 優(A)修得単位数 \times 3.0 + 良(B)修得単位数 \times 2.0 + 可(C)修得単位数 \times 1.0) \div 総履修単位数(S+A+B+C+F+I)$$

以上

＜適用：2023 年度以降入学者（対象年度・手続日程等は毎年度更新）＞

## 2023 年度入学生対象 法学部早期卒業制度（2026 年 3 月卒業）実施・出願要領

法学部では、本学大学院への進学を強く希望する学生を念頭に、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた学生に対し、3 年以上の在学をもって卒業を認め、学士の学位を与える早期卒業制度を設けています。

早期卒業制度の実施概要及び出願手続等については、以下のとおりです。

### 1 早期卒業制度への出願について

#### (1) 出願資格について

出願時点で、次のア～ウの条件を全て満たす者

- ア 出願時点で、法学部に入学から 4 学期連続在学見込みであること
- イ 出願時点で卒業所要単位のうち 60 単位以上を修得している者
- ウ 出願時点で通算 GPA が 2.90 以上の者

#### (2) 出願手続について

- ア 期間 2024 年 11 月 1 日(金)～8 日(金) 各日 9 時～17 時  
(日曜・教務センター閉室日を除く)
- イ 場所 教務センター（法学部窓口）（第 2 学舎 1 号館 1 階）へ出願書類を提出する  
※原則持参にて受付。事情により持参できない場合は教務センターへその旨申し出ること。
- ウ 出願書類  
○早期卒業許可願（本学所定の様式）

#### (3) 早期卒業候補者の認定について

2 年次秋学期終了時点で、次のア～ウの条件を全て満たす者

- ア 法学部に入学から 4 学期連続在学した者
  - イ 卒業所要単位のうち 80 単位以上を修得している者
  - ウ 通算 GPA が 2.90 以上の者
- 出願書類と成績を総合的に判断し、法学部教授会で選考を行い、早期卒業候補者を決定します。
  - 結果は、2025 年 3 月第 3 週目以降（予定）に教務センター（法学部窓口）（第 2 学舎 1 号館 1 階）にて確認してください。

## 2 早期卒業の認定について

### (1) 早期卒業の条件

3年次秋学期終了時点で、次のア～エの全てを満たし、かつ、オまたはカのいずれかの条件を満たした者。

- ア 早期卒業候補者であること
- イ 法学部に入学から6学期連続在学したこと
- ウ 卒業所要単位を全て修得したこと
- エ 通算 GPA が 3.00 以上の者
- オ 本学大学院の入学試験に合格している者
- カ 本学の法曹コースを修了し、文部科学省から適当である旨の認定を受けた「法曹養成連携協定」をいずれかの学部等と締結している法科大学院が実施する「連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とした入学者選抜」に合格している者

### (2) 早期卒業成績発表について

早期卒業成績発表については、2026年3月上旬に行います。

## 3 履修上の措置及び注意事項

(1) 早期卒業候補者に学期途中で学籍異動があった場合は、早期卒業候補者から外す。

(2) 早期卒業候補者は、下記の期間に意思表示を行わなければならない。なお、辞退を表明した場合は、早期卒業候補者から外し、4年間の在学を認める。

- ・早期卒業意思表示提出期間：決定後、詳細を周知（3年次秋学期を予定）

(3) 早期卒業を辞退した者または早期卒業が認められなかった者が3年次末に卒業所要単位を全て修得した場合でも、4年次の各学期において4単位以上を履修し、1年間在学しなければならない。

以 上

**<別紙 4> 乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法**

**① 方 式：5年一貫型教育選抜**

**募集人員：5名 ※**

**出願資格：**以下のいずれの条件も満たす者

- (1) 乙の3年次に在学する者又は4年次に在籍する者で、本法曹コースの修了要件を満たし、当該年度末までに卒業見込みの者（3年次に在学する者は、早期卒業制度の要件を満たすこと）
- (2) 出願年度の春学期末までのGPAが3.15以上の者又はその基準を満たす見込みの者
- (3) 出願年度の春学期末までに、以下の全ての科目を修得している者又は修得見込みの者
  - ア 「事例講義憲法（法曹）」、「事例講義民事法（法曹）」、「事例講義刑事法（法曹）」 3科目6単位
  - イ 「展開講義（リーガルリテラシー1）」、「展開講義（リーガルリテラシー2）」 2科目4単位
  - ウ 「発展演習民法（法曹）」 1科目2単位
  - エ 「発展演習憲法（法曹）」又は「発展演習刑法（法曹）」 いずれか1科目2単位
- (4) (3)の科目の出願年度の春学期末までのGPAが3.50以上の者またはその基準を満たす見込みの者  
注) 5年一貫型教育選抜に合格した者が、以下のいずれかに該当する場合は入学を許可しない。
  - ・当該年度末までに卒業できなかった場合又は本法曹コースを修了できなかった場合
  - ・(2)に定める基準について、出願年度の春学期末及び年度末において当該基準を満たすことができなかった場合
  - ・(3)に定める科目について、出願年度の春学期末までに当該科目を修得することができなかった場合
  - ・(4)に定める基準について、出願年度の春学期末において当該基準を満たすことができなかった場合

**合否判定：**書類審査の得点及び面接試験の得点の合計点により合否を判定する。

- (1) 書類審査は、以下のとおり行うこととする。
  - ・出願年度の春学期までの学業（学部）成績（GPA）を査定の対象とする。
  - ・合否査定時に出願資格（3）に定める科目を修得していること並びに出願資格（2）及び（4）に定める成績基準を満たしていることが確認できない場合は、合計得点に関係なく不合格とする。
- (2) 面接試験は、以下のとおり行うこととする。
  - ・学部等における勉学状況等に関する質疑を行い、コミュニケーション能力、理解力、表現力などを総合的に評価する。
  - ・面接試験の得点が基準点に達しない場合は、合計得点に関係なく不合格とする。

**② 方 式：開放型選抜**

**募集人員：5名 ※**

**出願資格：**乙の3年次に在学する者又は4年次に在籍する者で、本法曹コースの修了要件を満たし、当該年度末までに卒業見込みの者（3年次に在学する者は、早期卒業制度の要件を満たすこと）

注) 開放型選抜に合格した者が、当該年度末までに卒業できなかった場合又は本法曹コースを修了できなかった場合は入学を許可しない。

**合否判定：**書類審査の得点、論文式試験（法律科目）の得点及び面接試験の得点の合計点により合否を判定する。

- (1) 書類審査は、以下のとおり行うこととする。
  - ・出願時点の最新の学業（学部）成績（GPA）を査定の対象とする。
- (2) 筆記試験（論文式試験：法律科目）については、以下のとおり行うこととする。
  - ・各科目の出題範囲は以下のとおりとする。

科目	出題範囲
憲法	憲法全般
民法	民法全般
商法	商法全般
刑法	刑法全般

- ・憲法、民法、商法及び刑法のいずれか1科目でも、基準点に達しない場合（得点が満点の30%未満となる場合）は、合計得点に関係なく、原則として不合格とする。
- (3) 面接試験は、以下のとおり行うこととする。
  - ・学部等における勉学状況等に関する質疑を行い、コミュニケーション能力、理解力、表現力などを総合的に評価する。
  - ・面接試験の得点が基準点に達しない場合は、合計得点に関係なく不合格とする。

※募集人員については甲の特別選抜入学試験における募集人員であり、本法曹コース修了者に限るものではない。

以上